

20建企第586号
平成20年12月10日

(社) 長崎県建設業協会
(社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(社) 長崎県ほ装協会
(社) 長崎県工務店連合会
(社) 長崎県下水道建設業協会
(社) 長崎県管工事協会
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(社) 長崎県建造物解体工業会
(社) 長崎県トンネル協会

会長 様

長崎県土木部長

中間前金払制度の活用促進について（通知）

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面しており、総務省自治行政局長及び国土交通省建設流通政策審議官より通知がありました「建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施について」。（平成20年9月12日付け総行第124号及び国総入企第10号）により、資金調達の円滑化等について必要な措置を講ずるよう要請されたところです。

長崎県発注の工事における中間前金払制度の運用については、「中間前金払制度導入に伴う事務処理について」（平成11年5月20日付け11監第117号）により通知しているところですが、本県建設業をとりまく環境は非常に厳しい状況にあるため、建設業の資金調達の円滑化について支援を行うべく対象工事の拡大等を実施します。

これに伴い、下記のとおり取り扱いを一部改正することとなりましたので、通知します。

つきましては、貴会傘下建設業者に対する周知徹底をよろしくお願いいたします。

記

1. 中間前金払とは

工事の請負者が前払金を受けた後、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結し、その証書を発注者に寄託することにより請求できる前金払をいう。

2. 対象工事

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る同法第2条の公共工事に要する経費
- (2) 一件の請負金額が、1000万円以上である工事

3. 中間前金払の使用対象となる経費の範囲

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。

4. 中間前金払の割合

請負金額の10分の2以内。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負金額の10分の6を超えてはならない。

5. 中間前金払支払いの条件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) (1)の時期までに実施すべき工事が行われており、かつ、工事の進捗率が請負代金額の2分の1以上であること。

6. 中間前金払と既済部分払の選択

- (1) 契約締結時に工期途中における請負代金の一部支払について、中間前金払又は既済部分払により行うかを選択させ、約定しておくこと。
- (2) 契約にあたり既済部分払をすることを選択した工事は、中間前金払を行わない。
- (3) 既済部分払を当初に選択した場合でも、その後に中間前金払の請求に変更を申し出ることができる。また、中間前金払を当初に選択した場合でも、その後に既済部分払の請求に変更を申し出ることができる。
ただし、既に中間前金払又は既済部分払を行った場合は変更することができない。

6の2. 契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更する場合

- (1) 請負者が中間前金払又は既済部分払の選択変更を申し出たい場合は、中間前金払・既済部分払の変更申請書を提出させる。
- (2) 請負者から中間前金払又は既済部分払の選択変更の申し出があった場合は、契約担任者は速やかに契約変更を行うこと。

7. 認定の方法

- (1) 請負者から中間前金払の支払を受けたい旨の申し出があったときは、認定請求書に工事履行報告書を添えて契約担任者に提出させる。また、標準請負契約書第3条に基づき提出された工程表に変更が生じている場合は、併せて変更後の工程表を提出させる。
- (2) 請負者から中間前金払にかかる認定の請求があったときは、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも2分の1（債務負担行為にあっては、出来高予定額の2分の1）以上であるかどうか調査する。
- (3) (2)の調査は、工事を担当する監督職員で行えるものとする。
- (4) 契約担任者は、その結果が妥当と認めるときは、認定（調書）通知書を2部作成し1部を請負者に交付し、他の1部を設計書に綴り保管する。
- (5) (4)の認定の結果通知は、請求を受けた日から7日以内に行わなければならない。
- (6) 認定者（(2)の調査を行うもの）は、中間前金払をしようとする工事についてその進捗率を認定しようとするときは、工事履行報告書により行うこととする。

8. 中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例

- (1) 中間前金払をした工事が、請負金額の3分の2以上に相当する工事出来高（標準請負契約書第38条第1項の請負代金相当額をいう。以下同じ。）がある場合において、県の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成することができず繰越が予想されるものについては、次の式により算定して得た額を既済部分払として行うことができることとする。

算定方式

既済部分払金額 = 工事出来高金額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負額) - 中間前払金額

- (2) (1)の既済部分払を行うか否かについては、請負者と協議の上決定することとし、既済部分払を行う場合にあっては、協議書により行うこととする。

9. 債務負担行為による特例

- (1) 債務負担行為に係る契約分については、各会計年度の出来高予定額を対象として、中間前金払をすることができる。
- (2) 中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができる。
- (3) 6. (3)は、各会計年度で判断する。

10. 標準請負契約書の条項等の削除の処理

- (1) 中間前金払を選択する場合は第38条第1項空白部分に0を記入する。
中間前金払を選択しない場合は、第37条を削除し、上段余白に第37条削除とし、各自押印する。
- (2) 債務負担行為に係る契約において、中間前金払を選択する場合は第43条第2項(A)を削除し、上段余白に第43条第2項(A)削除とし各自押印する。
中間前金払を選択しない場合は、10(1)によるほか第42条及び第43条第2項(B)を削除し、上段余白に第42条及び第43条第2項(B)削除とし各自押印する。

※ 改正

平成20年12月10日付け20建企第586号

(1) 改正内容

① 対象工事の拡大

対象工事の条件から、「工期が150日を超える工事」及び「原則として年度内完成工事」を削除した。

② 契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更することを可能とし、取り扱いを追加した。

③ 請負者から工事履行報告書を工事着工前及び毎月末提出させていたが、事務負担の軽減のため、認定請求書を提出するときのみ提出させることとした。また、工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていることを確認するために、請負者が標準請負契約書第3条に基づき提出した工程表に変更が生じている場合は、併せて変更後の工程表を提出させることとした。

④ 「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」における協議書の様式を作成した。

(2) 適用

「2. 対象工事」、「6. 中間前金払と既済部分払の選択」及び「6の2. 契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更する場合」の改正内容については、平成21年1月5日以降に見積執行通知又は入札執行通知又は入札公告する工事に適用し、前記以外の改正内容については、平成21年1月5日以降に請負者が認定請求する工事に適用する。